

福 指 号 外
令和 4 年 3 月 4 日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

令和 4 年度地域密着型サービスの外部評価の実施及び
実施回数緩和の適用の取り扱いについて（通知）

日頃より、地域密着型サービス外部評価制度にご理解とご協力をいただき
お礼申し上げます。

令和 4 年度の地域密着型サービス外部評価の実施及び実施回数緩和につ
いて、本県では下記のと通りの取り扱いとしますので、お知らせいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る外部評価実施に係る
柔軟な取り扱いについて
 - (1) 令和 4 年度の外部評価は実施してください。中止した場合には、令
和 4 年度分の外部評価を実施したとはみなしませんので御留意願いま
す。
 - (2) 外部評価実施にあたっては、訪問調査に替えて文書や電話等による
実施も認めることとします。
 - (3) 訪問調査を実施する場合は、複数調査員で実施することが望ましい
ですが、事業所や地域の実情を勘案し柔軟に実施してください。
 - (4) 上記(2)、(3)の取り扱いについては、令和 4 年度外部評価の
実施に限り適用するものとします。
- 2 外部評価実施回数緩和の要件について
運営推進会議に関する従来の要件を一部変更して申請を受け付けます。
 - (1) 運営推進会議は令和 3 年度に 6 回以上開催してください。文書によ
る開催・報告等柔軟な取り扱いにより実施した場合は、実施回数に含め
ますが、市町や地域包括支援センターへ文書による報告又は情報提供無
く延期、中止した場合は実施回数に含めないものとします。
 - (2) 柔軟な取扱いにより運営推進会議を実施した場合、外部からの定

期的な評価が適切に受けられているかを市町協議時に確認します。
(3) その他要件については、別添運用通知を御確認ください。

3 令和3年度の外部評価実施について

令和3年度外部評価は、やむを得ない場合を除き年度内に完了させてください。

4 その他

令和4年度地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請は、令和4年4月に申請を受け付ける予定です。詳細については別途お知らせします。

担当 介護指導第2班

電話 054-221-3243